

# 千葉県報

号外  
令和7年2月28日

号外第14号

## 主要目次

○ 特定猟具使用禁止区域の指定

一

告

示

### 千葉県告示第百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

なお、昭和二十二年千葉県告示第六百八十九号（狩猟法第四条の規定に基づいて狩猟鳥獣捕獲に関する猟具の禁止について）は、廃止する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

#### 一 名称

千葉県特定猟具使用禁止区域

#### 二 区域

千葉県内の区域のうち、法第三十五条第一項の規定により指定した特定猟具使用禁止区域であつて銃器又は銃器を含む特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止するものを除いた区域

#### 三 存続期間

令和七年三月一日から令和十六年十月三十一日まで

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃であるライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く。）に限る。）

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八